

## 保健医療機関及び保健医療養担当規則（療養担当規則）について

明けましておめでとうございます。本年もユアーズブレンをよろしくお願いたします。

今年は医療・介護報酬の同時改定があり、医療機関にとって大きな変化がある年となります。改定前に改めて、保険診療の基本となる「保健医療機関及び保健医療用担当規則（以下、療養担当規則）」を確認し、保健医療機関として守らなければならない事項を確認しましょう。

### ■ 療養担当規則とは

正式名：保健医療機関及び保健医療養担当規則

第1章 保健医療機関の療養担当

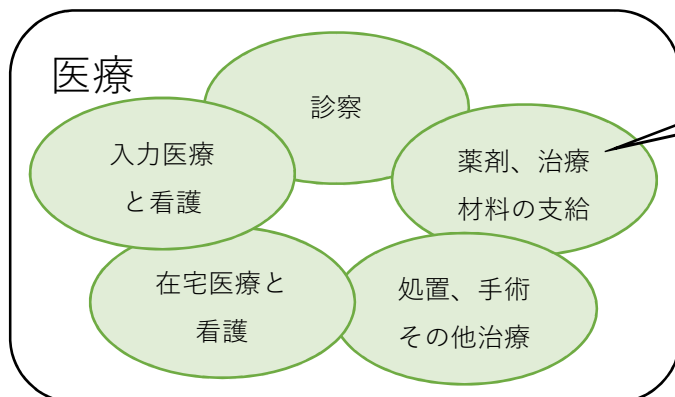
療養の給付の担当範囲、担当方針 等

第2章 保険医の診療方針等

診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等

保健医療機関や保険医が保険診療を行う上で守らなければならない基本的な規則

### ■ 療養の給付の担当の範囲（第1条）



「療養の範囲」＝「保険診療の範囲」

「医療の範囲」とは異なる

### ■ 診療の具体的方針（主なものを抜粋）

#### 一．診察

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ホ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

#### 二．投薬

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。

他医療機関と重複する薬剤は査定の対象

一律的なルーチン検査は査定の対象

**療養担当規則に則った診療を行っていることを証明するもの＝診療録の記載が重要**

株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：[info@yb-satellite.co.jp](mailto:info@yb-satellite.co.jp) 担当 大迫、真鍋